

第 1 章

健やかでふれあいのあるまちづくり（健康・福祉）

第 1 節 健やかな生活づくり

1 健康・保健

現況と課題

生活環境の改善や医療技術の進歩、公衆衛生の向上などにより、平均寿命が飛躍的に伸びている一方、働き盛りの人には生活習慣病が慢性化し、若年層においても予備群が増加するなど、疾病構造は大きく変化し、老人性認知症など高齢化に伴う健康上の問題も増加しています。こうした疾病の予防、治療にあたっては、個人が継続的に生活習慣を改善していくことが重要です。

また、近年、社会環境の複雑化や情報化の進展に伴うストレスの増大、さらには高齢化の進展などにより、あらゆる年齢層に様々なこころの健康の問題が生じてきており、こころの健康づくり対策が求められています。さらに、新たな感染症への対応や食品の安全性の確保など、日常生活を安心して送ることができるための取り組みも必要となってきました。

本町では、健康づくりの推進体制として、健康増進法、予防接種法、感染症予防法に基づいた事業を実施し、町民の生涯を通じた健康づくりと総合的な保健医療体制の確立に努めています。

今後も引き続き「健康日本 21」及び「健康いばらき 21 プラン」の趣旨に基づき、町民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組む施策の展開を図りながら、地域における保健指導や広報紙・ホームページ等を通じて各種検診、保健予防活動の充実に努める必要があります。

さらに、保健・医療・福祉の各分野の団体や機関と連携を図りながら、保健センターを健康づくりの拠点とした健康づくりの環境の整備・充実が重要となっています。

基本方針

保健センターを拠点に、住民の疾病予防、健康の保持・増進をめざす保健予防活動を進め、自主的な健康づくりと質の高い多様な保健サービスが提供できるよう健康づくりの基盤整備に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 健康の増進

- ・家庭，学校，職場，地域などのあらゆる場と機会を利用して，自己健康の必要性を普及，啓発します。
- ・「境町健康づくり推進協議会」を中心に，健康づくり指導者の育成を図りながら，町ぐるみの健康づくりを推進します。
- ・地域住民に密着したスポーツ・レクリエーション等による健康づくり運動を推進します。
- ・健康づくり協力員，食生活改善推進員の育成を強化します。
- ・健康教育，健康相談，食生活改善など保健指導活動の充実を図ります。
- ・「健康いばらき21」等に基づき，具体的な施策を検討します。

(2) 各種健診の充実

- ・生活習慣病予防のための健診体制や指導体制の整備，感染症予防のための防疫体制を確立します。
- ・乳幼児の健康診断，保健指導を充実・強化し，特に障害児早期療育を推進します。
- ・母親教室，両親教室等を開催し，家族計画，育児相談などの知識の普及と妊産婦健康診査の一貫した事業を推進します。
- ・医療機関と連携し，安心して子どもが産める環境整備を図ります。
- ・子育てのための相談窓口，育児広場等の充実を図ります。

(3) 保健師活動の充実

- ・保健システムの総合的な連携を図るとともに，衛生教育，相談体制や家庭訪問の充実など，個人ごとに，よりきめ細かな保健サービスの提供に努めます。
- ・健診の結果に基づき，継続的な指導を行うなど生活習慣病等の予防や生活習慣の改善のための保健指導の強化に努めながら，状況に応じ，訪問指導等によるきめ細かな保健指導を実施します。
- ・妊産婦や乳幼児等への訪問指導等を充実するとともに，保健・医療・福祉の連携を強化し，疾病等の予防や早期発見，早期治療を促します。
- ・障害のある乳幼児や児童がより健やかに成長できるよう，各乳幼児や児童に合った訓練や専門の指導者による個別指導又は集団指導など，障害児早期療育の充実を図ります。
- ・家庭訪問や健康指導により，高齢者の寝たきりの予防に努めます。

(4) 感染症防止対策の推進

- ・広報等を通じて感染症の予防に関する知識の普及啓発に努め，予防接種では個別接種への移行の促進と接種体制の充実を図ります。
- ・感染症患者の若年化に対応し，学校等の思春期教育において正しい知識の指導を行います。



(5) 総合的なサービス体制の検討

- ・地域住民の身近にあって生涯を通じた健康づくりを支援するため、保健センターの機能拡充に努めていきます。
- ・保健，医療，福祉にわたるサービスを一体的・効率的に提供するための総合的な窓口設置について検討します。

2 地域医療体制

現況と課題

ライフスタイルの変化や高齢化社会の進展に伴って生活習慣病，特にがんにかかる人が増加しており，早急な対応が求められています。そうした中で，一人ひとりが自らの生活習慣を見つめ直すとともに，それぞれの病状に応じた適切な治療を受けられるようにすることが必要です。また，地域で安心してくらすためには，様々な状況に対応できる地域医療体制の充実が強く求められています。

本町では，地域に密着した健康づくりを展開するため，保健センターが住民の保健サービスを総合的に行う拠点となっていますが，複雑高度化する医療ニーズに即応できるように，効率的かつ効果的な活用やシステム整備に努める必要があります。

本町における医療施設は一次診療施設 9 箇所，二次診療施設 1 箇所あり，さらに三次救急に対する救急救命センターを中心に救急医療に対応しています。

また，休日診療や夜間診療については茨城西南医療センター病院で対応し，小児に対する休日診療や夜間診療については，小児緊急輪番制（茨城西南地方広域市町村圏事務組合）で対応しています。

しかし，産科・小児科など特定の診療科に医師不足や地域偏在が生じていることや，急激な人口の高齢化に伴う脳血管疾患や心疾患等の救急患者の増加や交通事故に対応した町民の救急医療へのニーズがますます高まっていることから適切な地域医療体制を確保できるよう，今後も診療施設の整備や保健医療体制，及び緊急医療体制の充実に努める必要があります。

基本方針

住民だれもが，いつでも適正な医療を受けられるように，関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに，緊急医療体制の充実に努めます。

施策の体系図



.....

具体的施策

(1) 地域医療体制の確立

- ・一次診療施設と二次診療施設の相互の連携を強化し,疾病予防のための情報提供や高齢者,障害者等も安心して医療サービスを受けることのできる地域医療体制を確立します。
- ・健康増進から予防,治療,リハビリテーションに至るまでの一貫した保健医療サービスをめざし,その体制の確立に努めます。

(2) 緊急医療体制の充実

- ・広域的な視点から,各医師会及び医療機関の協力を得て,救急医療の充実に努めます。
- ・休日診療,夜間診療をさらに発展させ充実に努めます。
- ・三次救急に対応する,救命救急センターのさらなる充実に努めます。

(3) 福祉・保健・医療情報の総合化の検討

- ・医療情報についての各課の連携を図り,適切な対応がとれるような情報の総合化について検討を進めます。



第2節 ふれあいにみちた福祉づくり

1 地域福祉

現況と課題

高齢化の進展や少子化・核家族化により、住民の福祉、医療等に対するニーズは増大し、多様化・複雑化しています。しかし、福祉、医療の総合的な施設はなく、個別の施設利用による、効率よい利活用と各種業務をいかに連携させるかが課題となっています。

このような状況のもと、高齢者や障害者をはじめとしたさまざまな援助を必要としている人々が、住み慣れた環境の中で、いきいきと暮らしていくことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。

国においては、平成12年に社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が社会福祉の柱として位置付けられました。

本町においても、地域社会の中で、高齢者、障害者など、すべての人が互いに支えあいながら、自立した生活を送ることができる、おもいやりと支えあいのまちをめざして、地域住民の参画のもとに、福祉・保健・医療などの個別計画や制度に基づき施策の展開を図っています。また、ボランティア体験事業の開催、境町ボランティア連絡協議会の機関紙の発行等によるボランティア思想の普及や意識啓発を行っています。

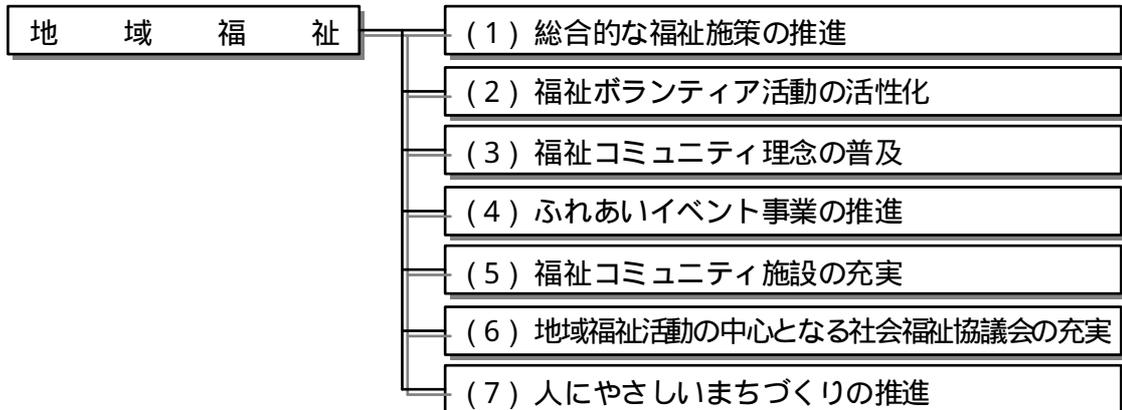
さらに、福祉コミュニティ活動の拠点として活用される社会福祉会館の建設をはじめ、ふれあいの里公園のゲートボール場やグラウンドゴルフ場・憩の家等の整備を行ない、高齢者と子どものふれあい事業などのさまざまな活動に使用しています。

今後、急速な少子高齢化、核家族化などの進行を背景として多様化・複雑化する福祉ニーズに対応して、地域福祉活動の推進的な役割を担っている社会福祉協議会やボランティアとの連携強化を図りながら、地域福祉活動の充実強化を進めていく必要があります。そして、福祉に関する住民の理解と関心を深め、学校教育・社会教育等における積極的な啓発、施設の整備拡充とともに、円滑なサービスを推進するための人材の育成・確保が重要となっています。

基本方針

多様化、複雑化する健康・福祉の多様なニーズに対応し、子どもからお年寄りまで、全ての人にやさしい地域社会を実現するため、総合的できめ細かなサービスを受けられるよう、福祉・保健・医療等の連携体制に努めるとともに、住民相互の扶助意識の高揚を図るため、福祉コミュニティの理念を普及啓発する活動の推進を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 総合的な福祉施策の推進

- ・高齡化の進展や少子化により，住民の福祉・医療等に対する要求は増大するとともに，多様化・複雑化していることから，総合的な施設の整備や各年齢層に対応できるきめ細かなサービスを可能とする連帯体制の整備を図りつつ，その実施に向け専門的知識や技能を有する人材の確保を検討します。
- ・地域ケアシステム事業や介護保険事業などによる，在宅介護支援体制をはじめ，福祉・保健・医療機関はもとより，各種団体等が一体となったサービス提供体制の整備を充実させます。
- ・高齡社会の中で，さまざまな援助を必要としている人々が，いきいきと暮らしていく社会づくりを進める中で，高齡者に対する情報の収集及び提供システムを整備し，具体的な施策である「高齡者保健福祉安全カルテ」及び「地域防災計画」の見直しを図ります。

(2) 福祉ボランティア活動の活性化

- ・福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い，在宅福祉サービスの充実が望まれるため，適切に対応できる指導者を養成します。
- ・境町社会福祉協議会に対し，福祉ボランティア連絡協議会の運営及び災害救援ボランティア活動の体制整備等ボランティアセンターとしての機能向上を図っていきます。
- ・学校，地域社会における福祉教育やふれあいイベントの開催などを推進し，ボランティア思想の普及や意識啓発を図るとともに，ボランティア講座の開催等により，ボランティアの育成を検討します。
- ・企業による社会福祉活動の普及の推進が一層求められることから，地域企業やNPOに対し意識啓発を図っていきます。

(3) 福祉コミュニティ理念の普及

- ・福祉に関する住民の理解と関心を深めるため，学校や地域等のあらゆる場と機会を利用して，福祉教育やふれあいイベントの開催などを計画する中で，その普及啓発を図ります。



(4) ふれあいイベント事業の推進

- ・子どもからお年寄りまで楽しめるグラウンドゴルフなどのファミリースポーツを普及させ、スポーツ大会等を計画する中で、世代間のふれあいのある福祉・健康づくりを進めます。
- ・境町商工会などと連携し、企業の参加を促進しながら、子育て家庭優待制度による子育て支援・地域におけるスポーツ大会やレクリエーション大会など、ふれあいイベントの開催を図ります。

(5) 福祉コミュニティ施設の充実

- ・境町社会福祉会館をはじめ、ふれあいの里公園等の身近な集会施設や広場、公園など住民のふれあいの拠点となる各施設の整備拡充を図ります。
- ・ふれあいの拠点となる施設については、効率的な福祉施策に応じた整備充実を推進します。

(6) 地域福祉活動の中心となる社会福祉協議会の充実

- ・境町社会福祉協議会を中心とした地域福祉のネットワークを強化し、地域福祉活動の充実を図ります。

(7) 人にやさしいまちづくりの推進

- ・高齢者や障害者など、全ての人々にとって安心、安全で快適な生活ができるよう、道路、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

2 高齢者福祉

現況と課題

本町における 65 歳以上の高齢者は、平成 19 年 7 月現在 5,327 人で、総人口に占める割合は約 20% となっており、今後、ますます高齢化が進むものと予想されます。

本町では、自立する高齢者のためのシルバー人材センターをはじめ、老人クラブを設置し、いつまでも健康で明るく生活できる生きがいづくりに努めてきました。さらに、町独自の介護予防事業によるショートステイ事業やホームヘルパー派遣事業も行ってきましたが、人材の確保や住民に対する施設・サービスの周知・理解に努めることが課題となっています。

また、ひとり暮らし高齢者等の世帯に対する緊急通報システム装置の設置や福祉タクシー利用助成事業等の高齢者の自立生活支援をはじめ、介護予防・生きがい活動のための支援を行っています。

一方、環境上・経済上の理由により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して適切な処遇が受けられるよう養護老人ホームへの入所措置なども行っています。

今後、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、社会の一員として自立した生活を送るためには、在宅を基本とした各種サービスの提供はもとより、できる限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防と生活支援の充実が一層重要となっています。

なお、平成 18 年度の介護保険制度の改正により、従来からの老人保健事業と福祉サービスの一部を統合し「地域支援事業」が新設され、高齢者の自立した地域生活を支えるための介護予防事業、包括的支援事業、地域の実情に応じて実施する事業が定められることになり、今後は、それらに対応した事業内容の充実が求められています。

基本方針

高齢者の健康増進、職業紹介、生業指導体制の強化を図るとともに、快適な生活、生きがいのもてる福祉環境づくりも図っていきます。

要介護高齢者とその家族に対する在宅福祉サービスの充実及び福祉施設の整備等、きめ細かな支援体制の確立を図るとともに、地域で互いに支え合う福祉体制づくりと啓蒙活動の充実を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 総合的な施策の推進

- ・ 境町高齢者保健福祉計画に基づいた総合的な施策、事業を推進し、高齢者が安心して住み慣れた地域で老後を楽しく過ごせるような社会の構築をめざします。
- ・ 高齢社会の中で、様々な援助を必要としている人々がいきいきと暮らしていく社会づくりを進めるため、保健・医療・福祉サービス等の連携を図ります。

(2) 生きがい対策の充実

- ・ 保健医療行政との連携の下に、健康自己管理思想の普及を図ります。
- ・ 健康増進のためのグラウンドゴルフやゲートボール等のスポーツ活動の振興、各種講座の充実による新たな学習機会の提供やシルバー人材センター、老人クラブ等の充実を図り、社会参加や世代間交流等の活動への参加を促すとともに、高齢者自らが地域社会の一員として活動に参加できる環境づくりに努めます。

(3) 介護予防・生活支援対策の充実

- ・ 緊急通報システムの設置の拡大をはじめ、自立した生活が継続できるようひとり暮らし高齢者への支援を行います。
- ・ 高齢者の社会的孤立感の解消や要介護状態にならないよう、サービスの充実を図ります。
- ・ 在宅で高齢者等を介護している家族に対する支援の充実を図ります。
- ・ シルバー人材センター等を活用し、サービス体制の充実を図ります。



- ・高齢者に対し、より良い在宅福祉サービスを提供するため、社会福祉会館等の施設の充実を図ります。
- ・高齢者住宅に LSA（高齢者住宅生活援助員）を派遣し、生活指導・相談・安否確認などを行う高齢者住宅等安心確保事業の充実を図ります。
- ・福祉タクシー利用助成事業を行うなど、移動手段の確保に努めます。

（4）地域支援体制の充実

- ・地域住民の福祉活動への参加促進をめざして、ボランティア思想の普及など啓蒙活動を進めます。
- ・地域住民と一体となり、「愛の定期便」や「愛の一声運動」など、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯をあたたく見守りながら生活を支援していける体制づくりを行います。
- ・地域包括支援センターやボランティア・民生委員・児童委員等を中心とした、要援護高齢者に対する地域支援体制の充実を図ります。

3 障害者福祉

現況と課題

近年、高齢化の進展や生活習慣病の増加を背景に、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化が進み、ライフスタイルや家族関係・地域のあり方が大きく変容する中で、障害のある人の意識も変化し、障害のある人の地域での自立した生活の支援をすることがこれまで以上に重要となってきています。

こうした状況の中、本町では、平成 17 年 10 月に成立した「障害者自立支援法」に基づき障害のある人々の自立を支えるよう制度の適正な運用を図っているほか、平成 18 年度に障害福祉施策の基本的方向性と具体的な取組を明らかにした境町障害者計画・障害福祉計画を策定し各種施策を展開しています。

本町の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の所持者は、平成 18 年 3 月末日現在 996 人となっており、身体、知的、精神すべての障害で微増傾向にあります。

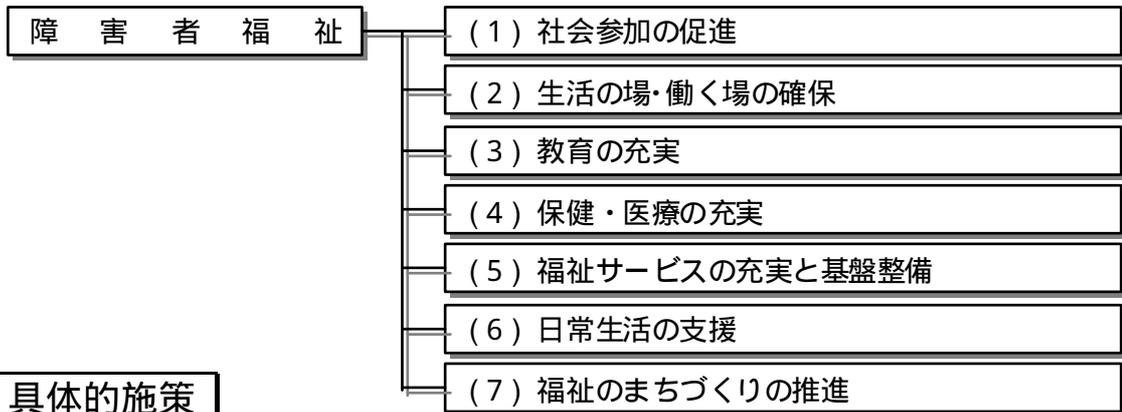
今後、新しいサービス事業体系への移行による在宅サービスの増加など、障害者手帳の交付やサービス等の増加が予測されています。

今後も、障害のある人が住みなれた地域で社会の一員として関わりを持ちながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、社会生活への適応と生きがいを高める地域生活支援事業の利用促進を図るとともに、福祉サービスの充実等、障害者の自立や社会参加を支援する体制の整備を図る必要があります。

基本方針

障害のある人の自立，社会参加への支援を図りつつ，在宅障害者への福祉サービスの充実に努めるとともに自立的な障害者団体の育成・援助を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 社会参加の促進

- ・障害及び障害者に対する正しい理解を深めるため，広報活動などにより福祉意識の普及・啓発に努めるとともに，障害福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や交流機会の充実に努めます。
- ・境町障害者交流センター「あけぼの会館」の活動充実に努めるとともに，障害者のスポーツ・レクリエーションなどの活動機会の拡充を図ります。

(2) 生活の場・働く場の確保

- ・「グループホーム（共同生活援助）」や「ケアホーム（共同生活介護）」等の施設の設置について検討を行うとともに，障害福祉サービス事業者等との連携を強化し，生活の場の整備促進を図ります。
- ・教育機関，ハローワーク（公共職業安定所），福祉関係機関，保健・医療及び企業等関係機関が連携をしながら就労支援体制の充実に努めます。

(3) 教育の充実

- ・障害のある児童・生徒が将来において自立していくため，一人ひとりの個性に応じた教育を推進し，学習障害や注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童・生徒に対する支援を充実させていきます。
- ・学校教育などでの福祉教育・交流教育の推進に努め，ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の働きかけを行います。

(4) 保健・医療の充実

- ・障害の原因となる疾病を予防し，障害を早期に発見・対応するため，保健センターを中心とした母子保健対策の充実や，個々の障害や症状に応じた医療の提供を進めます。

- ・「発達障害者支援ネットワーク協議会」の適切な運営を図るとともに、教育・医療・福祉・保健機関が連携し児童・生徒の発達や健康面から、地域での自立や社会参加を支援します。

(5) 福祉サービスの充実と基盤整備

- ・障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの利用による自立支援と社会参加の一層の促進を図ります。
- ・福祉・保健・医療等のサービスを総合的に提供するため、利用しやすい体制づくりに努めるとともに、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実化を図っていきます。

(6) 日常生活の支援

- ・障害者の生活上の困難を軽減するため、生活安定の支援や相談体制の充実を進めます
- ・障害者の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの参加促進を進めます。

(7) 福祉のまちづくりの推進

- ・バリアフリーとユニバーサルデザインの観点に基づき、道路や交通機関等の都市基盤や民間施設におけるバリアフリー化を進め、安全で快適な生活空間の創出に努めるとともに、災害時の体制を確立します。

4 児童福祉

現況と課題

核家族化や少子化による家族形態の変化や女性の就労の増加などに伴い、子どもたちと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、健やかに子どもを産み育てる環境づくりに対する施策の推進が課題となっています。

本町には、保育園が町立保育園 2 カ所、私立保育園 2 カ所設立されており、両親と子の世帯や母親の就労の増加など多様な保育需要の変化に対応するため、延長保育・一時保育・特定保育・休日保育を実施しています。また、両親の就労を手助けし子育てを支援するため、放課後健全育成事業（児童クラブ）・子育てサポーター派遣事業を行うほか、主任児童委員においては、地域の民生委員、家庭、学校及び行政と連携を取りながら相談・支援活動を行っています。

子育てに関する社会環境の整備については、働く父親や母親の育児支援はもとより、専業主婦家庭や育児休業中の家庭などすべての子育て家庭において、地域における子育て支援が求められています。こうした中、本町では、平成 16 年度に策定した「境町次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子どもの健全育成と子育て支援のための各種事業の中で総合的に取り組んでいます。

今後は、家庭を基本として、保育園・幼稚園・学校、職場、地域社会などが、それぞれの養育機能を充実し、相互に連携して、社会全体で子育て機能の整備に取り組んでいくことが求められています。また、子どもを取り巻く環境の変化に対応して、子どもの健康づくりや、

ニーズに応じた保育サービス等の充実，地域における活動の場や交流機会の充実など，子どもが健やかに育つことができる環境整備に取り組む必要があります。また，障害児や乳児保育への取組みのほか，子育てに対するさまざまな不安に対する相談体制の充実など，人材の確保に努める必要があります。

基本方針

保育需要の変化に的確に対応するために，施設的环境整備，保育内容の充実を図るとともに，家庭や地域との連携を密にし，児童の健全育成をめざして，地域に根ざした活動を推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 次世代育成支援対策行動計画の推進

- ・次代を担う子どもたちが，心身ともに健やかに成長するための子育て支援の指針として，境町次世代育成支援対策行動計画に基づき，事業の展開を図ります。

(2) 保育対策の充実

- ・社会構造の変化に伴い多様化する保育需要を的確に把握し，延長保育，一時保育，特定保育，休日保育，障害児保育，乳児保育等の保育内容の充実と，施設の充実，保育士の資質の向上を図るための研修，交流等を行います。
- ・専門知識を生かし，保育園を地域における子育て相談の場とする，地域子育て支援拠点事業等を実施し，育児相談体制を進めます。

(3) 児童の健全育成

- ・昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童を対象に，放課後児童対策（児童クラブ）の充実を図ります。
- ・仕事の都合や急な用事などの時の育児支援として，子育てサポーター派遣事業を行います。
- ・主任児童委員，民生委員，青少年相談員，子供会，ボランティア組織等関係機関との連携をとりながら，家庭福祉の向上のため，相談・指導・援助体制の充実を図り，児童の健全育成のための各種施策を進めます。
- ・児童福祉の向上を図るために，地域の各種団体における組織活動の助長及び児童に関わる関係機関（地方福祉事務所・児童相談所等）との積極的な連携をとりながら，要保護児童対策地域協議会において，児童虐待の未然防止，早期発見を図ります。



(4) 児童の安全に配慮した環境づくり

- ・児童を安心して育てられるまちづくりを進めるため、歩道の設置や児童が安心して遊べる公園等の整備等について、関係部署と連携を図ります。

5 母子・父子福祉

現況と課題

母子・父子家庭は、病死や事故に加えて近年の離婚率の上昇により年々増加の傾向にあります。母子家庭では、近年特に若年化の増加がみられ、生計の維持や児童の養育など社会的、経済的に多くの問題を抱えています。また、父子家庭では一般的に経済的には自立していると思われませんが、家事や子育てなどの生活面での支援が必要な家庭もあると思われます。

こうしたことから、本町では、母子家庭等の自立を支援するため、児童扶養手当を中心とした法定の経済的補償制度をはじめ、技能習得資金や修業資金等などの貸付金制度のもとで就労支援を行っています。また境町母子寡婦福祉会の育成・援助のほか、母子家庭等日常生活支援事業及び相談事業を進めています。

ひとり親家庭における就労や家事・育児など心身両面での負担が大きくなっている現状の中、生活安定のための相談や各種制度等の拡充が求められています。

今後とも、母子家庭等の生活の安定と自立促進のため、経済的な面だけでなく教育、生活、就労など関係機関との連携を強化し、精神的・経済的不安等に対応するきめ細かな相談指導体制や、援護策の充実を図る必要があります。

基本方針

母子、寡婦、父子家庭の生活の安定と自立促進を助長するため、各種制度の周知と活用を促すとともに、生活、教育、就労などに関する相談指導体制の充実を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 経済的支援の推進

- ・母子家庭等の生活の安定と自立促進を通じて児童の健全育成に向け、児童扶養手当の適正な支給かつ円滑な対応を進めるとともに、医療福祉等との連携をとりながら、支援体制の充実を図ります。

.....

(2) 相談指導体制の充実

- ・社会的・経済的及び生活面で多くの問題を抱えた母子家庭等に対し、母子家庭等家庭生活支援員・主任児童委員・民生委員及びその他の関係機関が連携し、相談・指導体制の充実を図ります。
- ・母子家庭等家庭生活支援員、主任児童委員、民生委員に対する研修・講演等の積極的な参加を促し、資質の向上に努めていくとともに経験豊かな人材の確保を図ります。

(3) 境町母子寡婦福祉会の育成

- ・母子寡婦家庭等の精神的、経済的不安等に対しての援護体制として、補助金の交付や事務的処理等の支援を通じて、境町母子寡婦福祉会の育成を図ります。

6 人権尊重

現況と課題

人権は「人間の尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにもっている権利で、人間が人間らしく生きるための誰からも侵されることのない」基本的な権利です。

本町はこれまでに、境町人権教育推進委員会を中心にして、学校、地域での人権教育及び講演会や研修会等の開催及び隣保館運営活動や各種啓発資料の作成・配布により、啓発活動を推進してきました。あわせて、人権擁護委員や関係機関との連携を深め、人権擁護活動及び人権相談の充実に取り組んできました。また、隣保館についても、地域に開かれたコミュニティセンターとして各種事業を総合的に実施してきました。しかし、現実には今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者やハンセン病患者、刑を終えた人・犯罪被害者及びそれらの家族等に対するいじめや虐待、差別など、さまざまな人権問題が存在しており、また、近年の高度情報化の進展や科学技術の進歩などによって、インターネット等による新たな人権侵害も生じています。

このため、偏見や誤った固定観念にとらわれないよう正しい知識を習得してみんなが人権問題を正しく理解すること、そして、一人ひとりの個性や価値観の違い、多様性を豊かさとして認め合い、一人ひとりが個人として尊重される、豊かな人権文化を築きあげられるようにあらゆる場と機会を通して、発達段階を踏まえた効果的な人権教育・啓発を行う必要があります。

そのため、これまで町が取り組んできたさまざまな取り組みを基本に住民と行政が一体となって積極的に推進していくことが求められています。

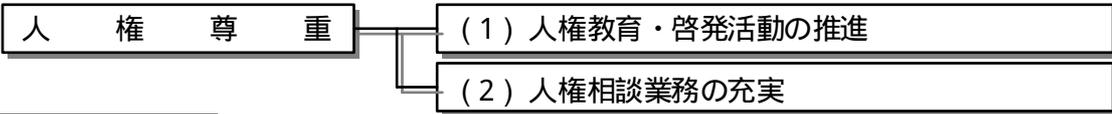
基本方針

人権尊重が世界共通の行動基準とされる現状を踏まえ、学校・家庭・地域・職場等あらゆる場を通じ、発達段階に応じて人権尊重の理念に対する理解を深めて実践的態度を培い、人権尊重が日常生活の行動基準となるような豊かな人権文化社会に向け、人権教育・啓発の一



層の充実と推進を図ります。また、人権相談は多方面にわたる問題を伴うことも多いことから関係機関などとの連携を強化します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 人権教育・啓発活動の推進

- ・ 人権啓発資料の作成や講演会の開催等、啓発活動の計画推進を図ります。
- ・ 人権教育推進委員会を中心に、学校教育では発達段階に応じた人権教育を推進し、社会教育では講座・学級を通して人権尊重の理解と実践的態度を培います。

(2) 人権相談業務の充実

- ・ 定例や特設の人権相談を開設するとともに、人権擁護委員会や各関係機関との連携を強化します。
- ・ 多方面にわたる複雑な人権問題に対応するため、職員等も含め相談員の資質向上を図ります。
- ・ 隣保館については、地域のニーズに応じ、福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決に向けた事業を総合的に行います。

第3節 安心して暮らせる仕組みづくり

1 国民健康保険

現況と課題

国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康保持増進に大きく貢献し、その制度発足以来、国民皆保険制度の中核となる医療保険制度として重要な役割を果たしています。

本町における国民健康保険加入状況（平成19年3月31日現在）は5,316世帯、13,044人で、全世帯の69.00%、総人口の49.80%となっています。今後は、団塊の世代の退職などにより一時的な増加はあるものの、75歳以上の国保老人の後期高齢者医療制度への移行に伴い減少傾向が続いていくと予測されます。

国民健康保険の財政は、産業構造の変化、急速な高齢化の進行とともに、医療技術の高度化や疾病構造の変化などによる医療費の増大、低所得者の増加等による被保険者の負担能力の低下など、収支両面にわたり制度上の構造的な課題を抱えています。そこで将来にわたって国民健康保険制度を持続可能としていくために、国保財政の収支均衡を図りながら、いかに適正かつ安定的な事業運営を行うかが課題となっています。

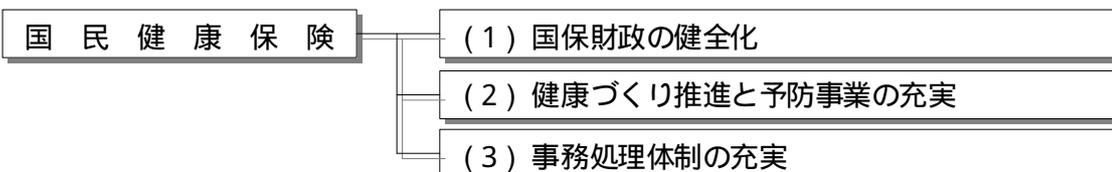
近年、医療制度改革関連法案（平成18年6月）の成立などを踏まえて、医療制度構造改革が進んでいる中、これら改革の目指すべき視点を踏まえながら、今後は健康づくりや疾病予防等を総合的な取り組みとして実施し、適正な保険給付及び国保税の賦課・徴収を主眼として、国保税の収納率向上及び医療費適正化対策等を推進していくことが必要です。

今後も、国民健康保険制度をとりまく厳しい状況を踏まえて、国の動向や諸般の情勢の変化に即応しつつ、保険者としての経営責任を再認識し国保事業を運営することが大切です。

基本方針

国民健康保険の財政の安定化を図りながら、健康づくりや疾病予防等を総合的な取り組みとして進めるとともに、関係各課との連携強化等など各種社会保険制度の複雑化に対応しながら、国民健康保険制度の円滑な運用に努めます。

施策の体系図





具体的施策

(1) 国保財政の健全化

- ・安定した国民健康保険財政の確立に努めるため、国・県に対し負担金・補助金の拡充・強化とともに町や国保税の負担増を招かないような財政措置を講じ、財政の健全化が図られるように要望します。
- ・医療費の適正化対策のため、被保険者の資格点検、レセプト（診療報酬明細書）の内容点検及び給付発生原因の把握等について充実強化を図っていきます。また、レセプト点検調査から重複・頻回受診者に対する訪問指導、医療費の動向の分析に基づいた効果的な健康づくり、そして健康に対する認識を深めていただくための医療費通知等を推進します。
- ・国保税の適正な賦課・平準化を推進し、収納率向上を図っていきます。そのため、口座振替利用の推進、休日・夜間訪問など収納体制の整備に努め、国保税滞納者には納税相談を実施し、その結果により資格証明書・短期保険証を交付します。

(2) 健康づくり推進と予防事業の充実

- ・健康の増進の重要性が増大し、健康づくりや疾病予防を推進するための環境整備が強く望まれていることから、早期発見・早期治療等のための保健事業に積極的に取り組みます。
- ・各種検診を推進するとともに受診勧奨に努め、訪問指導を強化し、未受診者や健康に無関心な住民に対して健康管理意識の高揚を図ります。
- ・健康増進に関するPR活動を、広報紙やホームページなど様々な機会を通してさらに充実させていきます。

(3) 事務処理体制の充実

- ・第三者行為等によって生じた給付について、医療費給付の適正化のために、損害賠償求償事務等を充実強化し、その効率化かつ円滑化を図ります。
- ・国保被保険者の資格や保険給付等の事務処理を、医療制度改革に対応し、円滑に行うことができるように電算処理システムを充実させることによって、迅速かつ的確な事業運営を図ります。
- ・医療制度改革に伴い、関係各課との調整が益々重要になっていることから、その連携強化のもと情報ネットワーク化の推進等により、より円滑な事務処理体制の確立をめざします。

2 介護保険

現況と課題

急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増加しています。これまでの介護は、多くが家族によるものでしたが、核家族化の進行や急激な少子化など、家族による介護機能の低下が大きな課題となっており、高齢者介護問題は老後の最大不安要因となっています。

このような介護を取り巻く様々な問題に対応するために、社会全体で介護を支える新たな仕組みとして施行された介護保険制度は、平成 12 年の制度施行以来、おおむね順調に運営されてきました。しかしながら、介護給付の予想以上の伸びや、それに伴う介護保険料の増嵩を受け、平成 18 年度には予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立などを柱とした制度へ改正されています。

本町では制度改正に対応し、境町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定を実施し、多様なメニューから介護サービスの提供が受けられるよう、民間サービス事業者の参入の促進や介護保険制度の適正な運用を図っています。

今後の急速な高齢化の進展、特に、75 歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想され、高齢者の健康増進と介護予防事業が極めて重要となってきています。また、高齢者の急激な増加による介護給付費の増加は、介護保険制度の運営を脅かす状況になっており、基本理念である「自立支援」を推進することが必要です。在宅における援助を含め、保健・医療・福祉を担う関係機関が連携を密にしながら、介護が必要な高齢者に対し効果的なサービスを提供できる施策が必要であり、中核的な役割を担う地域包括支援センターの充実が課題となっています。

基本方針

要介護者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように関係機関と連携しつつ、介護サービスを中心とした、高齢者に対する在宅福祉施策の充実や福祉施設の整備を進めるとともに、地域で互いに支え合うきめ細かな援護体制の確立を図り、要介護者のニーズに沿った福祉のまちづくりを進めます。

施策の体系図





具体的施策

(1) 介護保険制度の周知

- ・介護保険制度を正しく理解してもらい、住み慣れた地域で安心して老後も過ごすことができるよう、サービスの内容などについて、広報紙やパンフレット等によるPR活動や相談体制の充実を図ります。

(2) 効率かつ適正な事務処理

- ・要介護者等が、速やかに希望に沿ったサービスが利用できるよう、認定のための訪問調査や審査会の事務処理の効率化を進めます。

(3) 介護サービスの充実

- ・介護が必要な高齢者については、介護保険を柱としてきめ細かな介護サービスを行います。
- ・介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、保健・医療・福祉のサービスを総合的に利用し自立した生活が送れるような体制づくりを進めます。
- ・要介護者のニーズに沿ったサービス基盤の整備を進めます。
- ・介護の担い手となる保健師、介護支援専門員(ケアマネージャー)などの人材育成に努め、適正な介護サービスの提供を図ります。

(4) 介護予防対策

- ・地域包括支援センターの充実を図り、地域支援事業の実施や介護予防事業の実施により要介護状態に移行する高齢者を抑制する施策の充実及び要介護状態になっても住み慣れた地域で老後を楽しく暮せるような社会の構築をめざして『いつまでも健やかに暮せるまち』を基本理念として高齢者が地域で安心して暮らす体制を確立します。

3 老人保健

現況と課題

近年、急激な高齢化、核家族化、経済の低迷、医療技術の進歩、意識の変化など老人医療を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、老人医療費は増加の一途をたどっており、医療費の適正化と保険財政の健全化が大きな課題となっています。そのため、レセプト点検や保健師による多受診・重複受診者の訪問指導、健康指導とともに、医療費通知等により、制度の理解と医療費の削減に努めなければなりません。

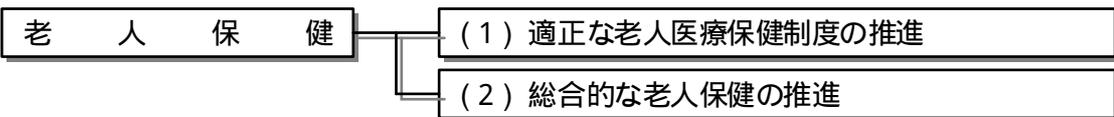
現在、高齢者の健康の保持と適正な医療の確保を図るため、75歳以上の方のほか、65歳以上75歳未満の年齢で障害認定を受けた方に対し、医療の給付及び医療費(柔道整復師の施術料、治療用装具費、高額医療費等)の支給を行っていますが、平成20年4月より、老人保健制度は、負担能力に応じて公平に保険料を負担する「後期高齢者医療制度」へと移行します。

今後は、新制度への円滑で適切な移行に努めながら高齢者の暮らしに配慮した、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を確保し、町民保健の向上を図っていくことが重要です。

基本方針

老人の健康を守るための健康づくりや疾病の予防事業を推進しながら医療費の伸びを抑制するとともに、医療費に対する正しい知識の啓蒙を図り適正な受診を働きかけていきます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 適正な老人医療保健制度の推進

- ・医療費の給付内容についてレセプト点検及び過誤調整事務の強化を図り、老人医療の適正化に努めます。
- ・重複受診者、頻回受診者に対する訪問指導の実施や、医療費通知により医療に対する関心度の強化を図るなど、現状の周知、啓発活動などを積極的に展開し、老人医療の適正化を図ります。
- ・受診資格、第三者行為、高額医療費の支給等、電算システムの充実を図り、事務体制の強化と円滑化をめざします。

(2) 総合的な老人保健の推進

- ・老人保健制度においては、高齢者の健康保持や生活の安定を推進するとともに、広域連合組織による後期高齢者医療制度の適切な運用に努めます。
- ・高齢化や医療の高度化に伴う医療費等の増額が見込まれるため、国民健康保険と連携しながら健康づくりを推進します。
- ・福祉・介護・保健・医療の連携を図りながら、高齢者に対するきめ細かな健康管理対策を進め、疾病の予防を図るなど、総合的な老人保健対策を推進して、健康で長生きできる環境をつくります。



4 国民年金

現況と課題

国民年金制度は、社会全体での世代間扶養と、国民一人ひとりの老後に向けての自助努力という考え方を組み合わせた制度で、広く国民の老後の生活を確実に保障できる唯一の制度です。国民年金については、たびたび制度の改正が行われてきており、平成14年度からは、収納事務が国に移管され保険料を社会保険庁が直接徴収することになったほか、第三号被保険者の届出の変更や保険料の半額免除制度さらに、平成18年7月から多段階免除制度などが実施されました。

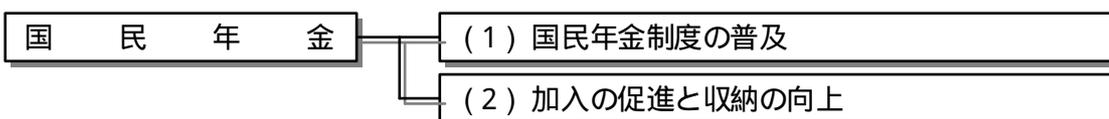
しかし、少子・高齢化の急速な進展と、これまでの制度改正に伴い、住民の間に制度に対する不信や不安の高まりとともに年金離れが進みつつあります。

今後、被保険者の受給権を確保し未加入者を解消するため、国民年金に対する理解と認識を一層高める各種啓発活動や年金相談、未納者対策等に努める必要があります。そして、今後検討が進む年金制度改正の動向を注視しながら、事務処理の迅速化・効率化を実施し、住民サービスの向上に取り組んでいくことが求められています。

基本方針

年金制度への理解を深め、未加入者の完全適用を促進するとともに、年金制度の周知に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 国民年金制度の普及

- ・国民年金制度の理解と被保険者の協力を得るための啓発活動として、社会保険庁等で作成したパンフレット等の配布、境町の広報紙やホームページへの掲載などの広報活動をさらに充実させ制度の理解を図ります。

(2) 加入の促進と収納の向上

- ・納付意識の高揚や口座振替の活用により、収納対策の強化に努めます。
- ・長期未納による年金受給資格不足を解消するために、制度の周知徹底と年金相談を行い未納防止に努めます。

5 医療福祉

現況と課題

本町では、社会的、経済的に恵まれていない人が病気にかかったり、けがをしたとき、早期治療が受けられるよう、県の医療福祉対策（マル福制度）に沿って、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者及び妊産婦に対し、必要に応じて医療費の助成を行ってきました。平成17年11月からは少子化対策の一環として、県制度の乳幼児の対象年齢の拡大に合わせ、制度の自己負担分を町独自で助成し、子育て家庭の経済的支援と健康支援を行うなど、町単独事業により事業の拡充に努めてきました。

平成20年4月から健康保険法が改正され乳幼児の患者負担軽減（一部負担金2割）措置が3歳未満から義務教育就学前までに拡大されることから、今後、県制度の改正も想定される中で給付制限者に対する措置など、町単独事業のさらなる拡充が望まれています。

基本方針

少子化、核家族化している人口構造のなかで、健康な子どもの出産を願う妊産婦や子育て家庭への経済的支援と、障害者や老人など社会的、経済的に不安定な者に対し安心して健康な生活がおくれるような社会づくりをめざします。

施策の体系図



具体的施策

(1) 医療福祉の充実

- ・ 受給者の資格、保険者の把握、給付、支給費の適正化を図り、安心して医療を受けられる環境づくりに努めます。
- ・ 関係各課との情報交換を密にし、受給資格者の把握を行います。
- ・ 国民健康保険、老人保健、公費負担等医療制度の研修会や講習会に参加し、制度の内容を周知し、適正な給付を行います。
- ・ 電算システムを十分に活用し、資格、給付事務の迅速化を図るとともに、受給者の利便性の向上に努めます。
- ・ 健康推進課との連携による健康相談等の実施を図ります。



(2) 町単独事業の実施

- ・子育て支援の拡充に重点をおき県内や近隣市町の取り組み状況を踏まえ、県制度の自己負担分の助成や給付制限者に対する助成を行い、乳幼児に係る医療費の完全無料化をめざします。

(3) 医療福祉の P R

- ・ホームページやパンフレットを活用し制度の P R に努め、対象者の把握と勧奨を行い申請漏れをなくします。

6 生活保護

現況と課題

社会情勢の変化により、生活基盤の弱い母子世帯、高齢者、傷病・障害者に対する生活支援と指導援助の必要性は高まる一方です。本町では、母子相談員、民生委員、主任児童委員及び関係各機関と連携を取り相談・指導援助、保健・医療・福祉等の各種制度及び各種補助事業を実施してきました。その中でも生活保護制度は、自立困難な人々のための、最終的な生活のよりどころとして重要な役割を果たしています。

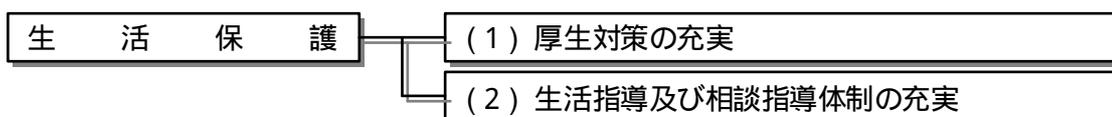
本町における生活保護世帯は、平成 14 年 10 月に 70 世帯 106 人（人口千人当たりの保護者数は 3.9 人）であったものが、平成 19 年 4 月には、82 世帯 124 人、人口千人当たりの保護者数は 4.7 人と増加傾向にあり、今後も核家族化や高齢化、社会情勢の変化等により生活基盤の弱い要保護世帯の増加が予想されます。

これらの保護世帯に対し、母子世帯に対する養育不安の解消、稼働環境の整備、障害者等に対する社会復帰の支援策等、多くの問題が山積しています。今後も引きつづき訪問調査活動による現状の的確な把握を行うとともに、実態に即した援助・指導等を行いながら、低所得者の生活意欲の助長や自立更正に向けた各種制度等の充実や効果的な運用に努めていく必要があります。

基本方針

生活保護世帯の経済的・精神的な自立更生を促すため、厚生対策を積極的に推進するとともに、生活指導・相談の充実・強化に努めます。

施策の体系図



.....

具体的施策

(1) 厚生対策の充実

- ・社会福祉協議会が実施している福祉機器の貸し出し，歳末助け合い事業及び生活福祉資金制度の充実を図ります。
- ・要生活保護者のニーズを的確に把握し，民生委員や関係機関との連携を密にして，生活保護制度の的確な運用を図ります。
- ・低所得者世帯の実態を的確に把握し，各種制度の適切な運用と効果的な活用を図りながら，それぞれのケースに応じたきめ細かで適正な支援を進め自立を促します。
- ・就労能力のある世帯については，職業安定所等と連携し，就労自立のための助言指導を図ります。

(2) 生活指導及び相談指導体制の充実

- ・多様化するニーズに対応するため，専門的知識を持った担当職員の配置と育成を検討するとともに，関係機関と連携し生活指導・相談体制の充実を図ります。
- ・生活保護の対象とならない低所得者の実態の把握と援護施策を推進します。